## で自分ででみを処理する場合

引越などの理由により収集日にごみステーションへ排出できない場合や一度に多量の ごみを出したい場合は以下のそれぞれの処理施設へ直接搬入することができます。

- ※ 直接搬入する場合でも分別はきちんと行ってください。
- ※ 事前に連絡をしてください。

### リレーポート茅部

**8-5353** 砂原東4丁目2-7

燃やせるごみ

#### 森町リサイクルプラザ

8 - 3320

砂原東4丁目2-39

燃やせないごみ 可燃粗大ごみ 不燃粗大ごみ 資源ごみ



## し尿の収集

			森川町・御幸町 本 町・鳥崎町 栗ヶ丘	清澄町・上台町・霞台 富士見町・鷲ノ木町 蛯谷町・本茅部町 石倉町・濁川・三岱	砂原地区については個別に申込ください。	
	地	X			尾白内町・港 町 東森町・栄 町	赤井川・駒ケ岳 姫 川・白 川 常盤町・新川町
	収集	月	4.6.8.10.12.2月	5.7.9.11.1.3月	4.6.8.10.12.2月	5.7.9.11.1.3月
	申込	先	森清掃(株) T	EL.2-2653	(有)茅部清掃	TEL.8-2045

# 禁 止 事 項

ごみの不法投棄、焼却行為及び持ち去り行為は法律や森町の条例により禁止されています。

### 廃棄物の不法投棄・焼却行為

ごみの不法投棄、焼却(野焼き)行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止されています。違反した場合は次の懲役もしくは罰金に処されます。

個人は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又は併科 (法人にあっては3億円以下)

### ステーションからのごみ持ち去り行為

家庭からステーションに排出されたごみの所有権は森町にあります。ステーションからのごみの持ち去り行為は森町の条例により禁止されています。

違反した場合は、刑法により処罰されます。